

# 計量法に基づく計量販売に関する 立入検査を実施しています



## 立入検査の権限

### ●立入検査 [計量法(以下、「法」)第148条]

都道府県等の職員は計量販売を行う事業者の事業所に立ち入り、**計量販売商品の検査や関係者へ質問**することができます。

なお、正当な理由なしに検査を妨げた場合、罰則に処されることがあります。

## 計量販売を行う事業者の義務

### ●正確に計量する努力義務 [法第10条]

法定計量単位(グラム等)により計量販売をする事業者は、**正確に計量するよう**努めなければなりません。

### ●特定商品の量目公差 [法第12条]

法第12条で定める商品(以下、「特定商品」)の計量販売を行う事業者は、特定商品の内容量<sup>※1</sup>が**計量法で定める誤差(以下、「量目公差」)を超えないよう**に計量しなければなりません。

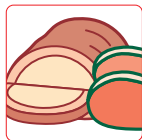
※1 内容量は商品の中身の重さです。  
風袋(容器、添え物等)の重さを含めてはいけません。

#### 量目公差表(不足側のみが対象)

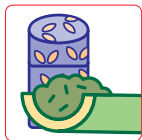
表(1) 食肉、茶、菓子、米等

表示量	誤差
5g以上 50g以下	4%
50gを超え 100g以下	2g
100gを超え 500g以下	2%
500gを超え 1kg以下	10g
1kgを超え 25kg以下	1%

特定商品の例



食肉



茶



菓子



米

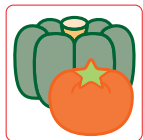
表(2) 魚、野菜、果実、惣菜等

表示量	誤差
5g以上 50g以下	6%
50gを超え 100g以下	3g
100gを超え 500g以下	3%
500gを超え 1.5kg以下	15g
1.5kgを超え 10kg以下	1%

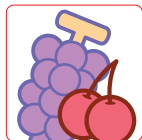
特定商品の例



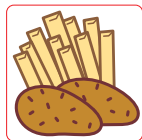
魚



野菜



果実



惣菜

### ●密封した特定商品 [法第13条]

特定商品のうち法第13条で定める商品の計量販売を行う事業者は、その商品を容器又は包装で密封<sup>※2</sup>して計量販売するときは、**量目公差を超えないよう**に計量して、その容器又は包装に内容量、その内容量を表記する者の氏名又は名称(事業者名等)及び住所を表記しなければなりません。

密封した特定商品の例



※2 密封とは容器若しくは包装又はこれらに付した封紙を破棄しなければ、内容量の増減ができない状態。



## 計量販売を行う事業者の義務

### ●使用の制限【法第16条】

計量販売を行う場合には、**検定証印又は基準適合証印の付された特定計量器（はかり等）**を使用しなければなりません。



### ●定期検査の受検義務【法第19条】

計量販売に使用する特定計量器（はかり等）の使用者には、2年に1度の**定期検査を受検することが義務付けられています**。合格すると定期検査済証印が付されます。



## 勧告・公表・罰則

### ●勧告【法第10条、法第15条】

計量法の規定を遵守せず、適正な計量の実施の確保に支障を生じていると都道府県知事等が認めた場合には、事業者は必要な措置をとるべきことを勧告されることがあります。

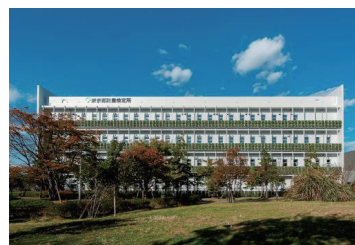
### ●公表【法第10条、法第15条】

勧告を受けた事業者がこれに従わなかったときは、その旨を公表されることがあります。

### ●罰則

- ・法第148条の規定に対し、正当な理由なしに立入検査を妨げることや質問に対し虚偽の回答をした者は、20万円以下の罰金に処されます。【法第175条】
- ・法第12条又は法第13条の規定を守らない場合、法第15条により勧告され、正当な理由なしにこの勧告に従わない者は、50万円以下の罰金に処されます。【法第173条】
- ・法第16条の規定を違反した者は、6ヵ月以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処され、又はこれを併科されます。【法第172条】
- ・法第19条の規定を違反した者は、50万円以下の罰金に処されます。【法第173条】

### 勧告から公表や罰則までの流れ



東京都計量検定所

必要な措置  
の勧告



勧告に従った場合  
勧告に  
従わなかった場合

公表や罰則なし

公表や罰則あり

計量に関するお問い合わせは

東京都計量検定所  
検査課

立入検査について 立入検査担当 TEL.03-5617-6628  
定期検査について 計画担当 TEL.03-5617-6638

リサイクル適性<sup>Ⓐ</sup>

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

2020年3月発行

登録番号(R1)12